

第1 政策体系における法人の位置付け及び役割

1 我が国の森林及び林業施策の動向

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安心して安全に暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。また、森林は、我が国が有する貴重な再生可能資源であり、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動とも深く結びついている。こうした森林の恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、これを適正に整備し、保全することが重要である。

森林・林業・木材産業を取り巻く現下の政策をみると、「森林・林業基本計画」（平成23年7月閣議決定）とともに、平成27年6月30日に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2015－未来への投資・生産性革命－」や農林水産業・地域の活力創造本部から出された「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成26年6月24日改訂）を受けて、林業の成長産業化による地域活力の創造が求められている。このため、地域材の用途の拡大や木質バイオマスの利用、木材バリューチェーンの構築等により木材の需要を喚起するとともに、森林の多面的機能の維持及び向上に向け、適切な森林管理による国土の強靱化、気候変動影響の適応・緩和技術の開発、生物多様性の保全、花粉の少ない森林の整備等に係る研究及び技術開発が期待されている。

2 国立研究開発法人森林総合研究所の位置付け及び役割

国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」という。）は、明治38年に改組創設された農商務省山林局林業試験所を母体とし、森林及び林業に関する総合的な研究等を通じ森林の保続培養を図り、林業技術の向上への寄与を目的に独立行政法人として、平成13年4月に設立された。その後、平成19年4月に独立行政法人林木育種センターと統合し、森林・林業・木材産業と林木育種に関する研究開発を一体的に実施する我が国最大の総合的な試験研究機関となった。研究所は、森林・林業・木材産業が抱える国内外の諸問題に積極的に取り組み、関係機関と連携を図りつつ効果的かつ効率的な問題解決を目指しており、国内のみならず国際的にも森林・林業分野で中核的な役割を担ってきた。また、平成20年4月に水源林造成事業を承継し、平成27年4月からは森林保険業務が移管されたのを機に、研究開発の推進と森林保険事業、水源林造成事業を総合的に実施するに至った。

このため、研究所は、中長期的な視点に立ち、森林の多面的機能の持続的な発揮による循環型社会の形成、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築による林業の成長産業化、中山間地域での雇用創出及び東日本大震災の被災地の復興支援等に貢献するため、試験研究機関等との連携を強化しつつ、中核的な機関として研究開

発を推進する。また、産学官の連携推進により、研究成果が林業や木材産業で活用されるよう「橋渡し」機能を発揮させるとともに、広く国民に向け、森林の持つ国土の保全、水源涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能、木材利用の意義と重要性等についての科学的知見を発信し、研究開発成果の最大化を目指す。

また、森林・林業・木材産業の抱える諸問題を解決するため、新たな「森林・林業基本計画」とともに「第5期科学技術基本計画」等に対応し、研究開発を担う優秀な人材の確保や育成、グローバルな視点に立った知的基盤の強化、科学技術イノベーションの創出と戦略的展開に努める。

森林保険は、「森林・林業基本計画」に基づいた災害による損失の合理的な填補等を行う施策として、火災、気象災及び噴火災による損害を補償する総合的な保険であり、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネット手段であるとともに、林業経営の安定と被災後の再造林の促進による森林の多面的機能の発揮のために必要不可欠な公的保険制度である。

森林保険については、行政改革・特別会計改革の一環として政府から研究所に移管されたことを契機に、今後とも着実に推進するとともに、これまで以上に効率的かつ効果的な業務運営を行い、成長産業化を目指す林業の経営安定等に一層貢献することに努める。

また、水源林造成事業については、奥地水源地域であつて所有者の自助努力等によっては適正な整備が見込めない森林等において、針広混交林等の森林造成を行い、間伐などの森林整備を適切に推進し、水源涵養機能^{かん}等の公益的機能を高度に発揮させるとともに、「森林・林業基本計画」等に基づき、公的な関与による森林整備を促進するための施策として、今後も着実に推進する。

なお、「独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律」（平成20年法律第8号）により独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業については、今後も研究所において、研究開発との相乗効果の発揮に向けて連携強化を図りつつ、適切かつ着実に実施する。

以上の取組を研究所が一体で実施することにより、科学的根拠に基づいて我が国の森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を推進し、次世代に向けた森林の保続培養に貢献する。

第2 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 研究開発業務

(1) 研究の重点課題

研究所は、森林・林業・木材産業及び林木育種に関わる総合的な研究開発を実施

する我が国唯一の機関として、「森林・林業基本計画」に基づく施策上の優先事項を踏まえつつ、林業関係者及び国民の多様なニーズに対応した研究開発を効率的に推進する。

このため、中長期目標で定められた以下の重点研究課題を実施し、森林・林業分野が直面する課題の解決に当たる。

- ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発
- イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発
- ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発
- エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

これら重点化した4つの研究課題を効果的に遂行し、成果を確実に得るため、重点課題の直下に9つの戦略課題を設けて研究を推進することで、すべての目標を第4期中長期目標期間終了時まで達成することを目指す。

なお、課題の推進に当たっては、目的基礎研究から、社会実装を目指した応用・実証研究、さらに研究成果の普及までリーダーシップを発揮しつつ一元的に実施する。その際、目的基礎研究の実施に当たっては、革新的な技術シーズが得られるよう、研究者の独創的な発想を活かしつつ、国内外の最新の研究動向を踏まえて戦略的に実施する。また、地方公設試験研究機関、大学、民間企業等との共同研究を推進し、国や関係機関との連携を強化するとともに、研究所がリーダーシップを発揮し、研究成果の最大化を目指す。

ア 森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林管理技術の開発

(ア) 森林生態系を活用した治山技術の高度化と防災・減災技術の開発

極端気象に伴う山地災害、森林気象の激甚化に対し、事前防災対策としての山地災害対策の強化と、適切な森林整備を通じた森林の国土保全機能や水源涵養機能の高度発揮が必要とされている。また、東日本大震災の被災地での林業・木材産業の復興、海岸防災林の着実な復旧・再生の推進が求められている。このため、以下の4つの課題に取り組む。

a 山地災害発生リスクの予測と森林の防災機能の変動評価

山地災害の発生リスク予測手法の高度化、森林の山地災害防止機能と海岸林の防災機能の変動評価手法及び森林の機能を活用した防災・減災技術の開発に取り組み、研究開発成果に基づいて治山技術の高度化に向けた提案を行うとともに、地域の防災対策の向上に貢献する。

b 森林の水源涵養機能^{かん}を高度に発揮させる技術の開発

森林の洪水緩和・水資源貯留・水質浄化等の水源涵養機能^{かん}を高度に発揮させるため、全国の多種多様な気候・地質・地形・土壤環境条件下において、各種の森林管理法や環境変動が森林の水保全機能および水質浄化機能に及ぼす影響を定量的・広域的に評価するための手法を開発する。

c 森林気象害リスク評価手法の開発

各種森林気象害の発生情報及び被害発生に関与する気象、地形、林況等の因子をデータベース化するとともに、被害が大規模化しやすい風害、雪害、林野火災のリスク評価手法を開発する。最新の研究成果を踏まえながらメッシュ気象データや現地調査を組み合わせ、既存の知見を再構成することにより、気象害をもたらす気象条件及び被害原因を特定する手法を開発する。

d 森林生態系における放射性物質の動態把握と予測モデルの開発

東京電力福島第一原子力発電所事故被災地における森林・林業の復興のために、森林生態系における放射性セシウムの分布と動態について、長期的モニタリング調査や移動メカニズムの解明に向けた研究を行うことにより、汚染の実態を把握する。また、得られた成果を活用しつつ、汚染状況の将来予測のためのモデルを開発する。

さらに、これらの成果を速やかに災害及び被害対策の現場に活用する体制を整備し、行政機関、大学、研究機関、関係団体及び民間企業等と連携しつつ、研究開発成果を活用した指針等の作成等を通じて、森林生態系の機能を活用した緑の国土強化、被災地の復興支援を図る。

(イ) 気候変動の影響評価技術の高度化と適応・緩和技術の開発

気候変動が将来の森林や林業分野に与える影響をより高精度で予測し、森林の持続可能な管理経営のための適応策・緩和策を進めることが求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 長期観測による森林・林業への気候変動影響評価技術の高度化

亜寒帯から熱帯にわたる様々な気候帯における森林の動態やCO₂フラックス(二酸化炭素交換量)等の長期観測技術の高度化・観測データの精緻化を進める。

得られた長期観測データを活用して、気候変動がもたらす森林・林業分野への影響を解明し、将来どのような変化が生じるかを予測する技術を開発する。

b 生態系機能を活用した気候変動適応及び緩和技術の開発

気候変動の影響等の科学的知見に基づき、森林生態系機能を活用した適応策や緩和策のための技術を開発する。また、緩和策としてのREDDプラス（途上国における森林減少と森林劣化に由来する排出の削減、森林保全、持続可能な森林管理及び森林炭素蓄積の増強）の実施に向け、森林減少・劣化の評価手法等の技術を開発する。

さらに、これらの研究開発の成果を気候変動への適応策及び緩和策として行政及び民間に提示し「農林水産省気候変動適応計画」の推進に貢献するとともに、海外の研究機関や大学等との国際的な連携の下、途上国における適応策・緩和策の実施等に活用する。

(ウ) 生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発

生物多様性の保全等森林の有する様々な機能を最大限に発揮させるため、多面的機能の定量的評価並びにそれに基づく管理により林分を適切に配置するとともに、森林における病虫獣害の高度な被害防除技術を開発する必要がある。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発

生物多様性の保全等森林の多面的機能の空間評価モデルを開発し、多面的機能の相互関係を明らかにするとともに、森林生態系の定量的評価手法を提案する。野外での大規模実証実験を通して、生物多様性の保全等の機能が低い森林へ誘導するための森林管理技術の開発を行う。また、絶滅危惧種の統合的保全手法を開発する。

b 環境低負荷型の総合防除技術の高度化

森林に広域に発生する病虫獣害に対し、生態学的な情報に基づき、生物間の相互作用等を活用して、環境に対する負荷の少ない総合防除技術を高度化する。

さらに、研究開発成果を森林管理者の研修並びに地域林業活性化のための検討会等へ提供するなど、行政や地域の森林所有者等に速やかに普及させる体制を整備することにより成果の社会実装を目指す。

イ 国産材の安定供給に向けた持続的林業システムの開発

(ア) 持続的かつ効率的な森林施業及び林業生産技術の開発

森林資源の持続性を確保しつつ、多様なニーズに応じて柔軟かつ持続的に木材を供給するため、多様な森林の施業技術や木材生産技術の確立が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 地域特性と多様な生産目標に対応した森林施業技術の開発

造林コスト縮減や施業システムの改善等による林業の低コスト化及び効率化に取り組むとともに、立地環境などの地域特性に配慮し、樹種特性を考慮した天然更新や混交林化に向けた更新管理技術を開発する。また、長伐期化を含めた多様な生産目標に対応した森林施業技術を開発する。

b 効率的な森林管理手法及び先導的な林業生産システムの開発

地域特性や多様な生産目標に対応した機械作業システムや基盤整備技術等による効率的な木材生産技術、高度な森林情報計測技術や多様な森林情報の評価技術による効率的な森林管理手法を開発するとともに、先端的な計測・制御技術や情報通信・処理技術を導入した先導的な林業生産システムを開発する。

さらに、研究開発の成果が速やかに林業の現場に普及し活用されるよう、全国各地において情報発信を行うとともに、開発したツールを森林所有者・林業事業体等が現場で活用されるよう成果の普及に努める。

(イ) 多様な森林資源の活用に対応した木材供給システムの開発

我が国の豊かな森林資源の有効活用を図り、建築用材から木質バイオマス等に至る多様な木材需要に対応するため、地域性を活かした木材・木質原料の安定供給体制の構築が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 持続的林業経営と効率的流通・加工体制の構築に向けた社会的・政策的対策の提示

多様化しつつある木材需要と林業構造や林産業の立地状況等を把握するとともに、地域的な労働力や事業量の動向等を踏まえて、森林所有者や林業事業体の持続可能な林業経営のあり方、木材需要動向と用途に応じた木材安定供給のための方向性、流通・加工体制の合理化、効率化を図るための社会的・政策的対策の方向性を提示する。

b 地域特性に応じた木質エネルギー等の効率的利用システムの開発

地域利用を目指した木質バイオマス資源の生産・供給ポテンシャルを評価するため、早生樹等の低コスト造林技術や林地残材の低コスト供給手法の開発、木質バイオマスの供給安定性評価並びにエネルギー利用に関する採算性評価等を行うとともに、木質バイオマスによるエネルギー変換利用システムを開発する。

さらに、これらの成果が地域の産業と雇用創出につながるよう、行政機関、大学、民間企業等と連携しつつ、実証研究・実証事業等により成果の社会実装化に向けた取組を行う。

ウ 木材及び木質資源の利用技術の開発

(ア) 資源状況及びニーズに対応した木材の利用技術の開発及び高度化

木材・木質材料の更なる需要拡大に向け、消費者ニーズに対応する材料や利用法の開発、大径材等需要が少ない木質資源の利用方法の開発が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 原木等の特性評価技術の開発及び製材・乾燥技術等の高度化

大径材や早生樹等の品質及び特性の非破壊評価技術を高度化するとともに、樹種・産地判別技術の効率化に資する技術の開発等を行う。大径材を利用拡大するための効率的な製材・機械加工技術等を開発するとともに、様々な乾燥技術やセンシング技術の応用により人工乾燥技術を高度化する。

b 新規木質材料利用技術、構造利用技術及び耐久性付与技術の開発

従来の木質材料に加え、CLT（直交集成板）等新規木質材料の効率的な製造技術及び強度性能評価手法、建築・土木分野等における構造体への木質材料利用技術及びそれらの防耐火性、耐久性等の信頼性向上技術を開発するとともに、人間の生理応答等を指標とした木質空間の快適性に関する評価手法を高度化する。

さらに、得られた成果は、行政機関、大学、研究機関、関係団体、民間企業等と連携して実証を行い、速やかな実用化を図るとともに、日本農林規格等の国家規格や各種基準等に反映させることで、信頼性が高く消費者ニーズに合致した木材・木質材料の利用促進に貢献する。

(イ) 未利用木質資源の有用物質への変換及び利用技術の開発

間伐等由来の未利用材の有効利用のため、セルロース、リグニン等木材主成分

の有効活用や、未利用抽出成分の機能を活かした、新たな需要創出が求められている。このため、以下の3つの課題に取り組む。

a 多糖成分等を利用した高機能・高付加価値材料の開発

未利用木質資源からバイオリファイナリー技術等を用いて分離したセルロース・ヘミセルロースなどの多糖成分や、それに物理的・化学的处理を施すことによって得られるセルロースナノファイバー等の素材、又は微細な木質原料等を用いて、化学工業や食品産業分野等に適用することのできる高機能・高付加価値木質材料等を製造・利用する技術の開発を行う。

b リグニンの高度利用技術の開発

地域の木質バイオマス中のリグニン資源を利活用した新たな産業の創出をめざし、林地残材等の未利用バイオマスから効率的にリグニンを取り出す技術を開発する。加えて、熱成形性等の工業材料として求められる実用的加工性や、凝集剤や分散剤等の化成品としての性能を付与した機能性リグニンを製造する技術を開発する。また、耐熱性プラスチックや電子基板等、機能性リグニンを用いた高付加価値な工業製品を開発し、新たなリグニン産業創出に貢献するリグニンの高度利用技術を開発する。

c 機能性抽出成分の抽出・利用技術の開発

間伐材等の未利用木質資源から有用な抽出成分を検索し、健康増進等に関する機能性の解明や活性物質等に関する化学的な特性を解明するとともに、それらの機能性を活かした優れた利活用法に関する指針を策定する。またそれらの実用化に向けて、環境に配慮した効率的な抽出・分離技術、機能性を向上させる技術、効果的な利用技術の開発を行う。

さらに、研究開発によって得られた高機能材料・高付加価値材料を速やかに実用化するため、応用段階に入った研究については、民間企業等を含む研究コンソーシアムを構築して研究を推進し、製造技術及び利用技術の社会実装化を図ることで、未利用木質資源による新産業の創出に貢献する。

エ 森林生物の利用技術の高度化と林木育種による多様な品種開発及び育種基盤技術の強化

(ア) 生物機能の解明による森林資源の新たな有効活用技術の高度化

森林生態系に影響を及ぼす環境問題等への対応及び森林資源の持続的な利用のた

め、分子生物学等の先端技術を活用して樹木が有する様々な機能を解明し、新たに有効活用する技術を高度化する必要がある。また、きのこや森林微生物のもつ食用、腐朽分解、代謝などの特異な生物機能を解明し、産業創出に寄与すべく新たな利用法を開発する必要がある。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a 樹木の生物機能の解明とその機能性の新たな有効活用

ゲノム情報や分子生物学等の先端技術を活用し、樹木等の環境ストレス耐性、成長・分化及び代謝産物に関する分子基盤の解明とその機能性を利用した森林資源・環境保全技術等の開発、花粉発生源対策に資する不稔性遺伝子等有用遺伝子の特定及び機能評価、森林生態における遺伝子流動、気候変動・環境変化による種の分布や適応に関する遺伝子の保有状況の解明と利用技術の開発を行う。

b きのこ及び微生物が有する生物機能の解明と新たな有効活用

きのこに含まれる機能性成分についてその評価と品質安定化等の利用技術の開発、マツタケ、トリュフなどの高級菌根性きのこの栽培技術の開発、森林微生物の木材腐朽等の生物機能の解明及び微生物を応用したリグニン等芳香族成分の新規有用物質への変換技術の開発、及びPCB等の難分解性化合物の微生物分解機構の解明を行う。

さらに、得られた遺伝情報等に関する成果は、公開データベース等を用いて世界に向け広く情報発信する。また、環境保全技術やきのこに係る成果は、行政機関、大学、民間企業等と連携しながら、森林資源の保全及びきのこ等の生産性の向上に貢献する。

(イ) 多様な優良品種等の開発と育種基盤技術の強化

地球温暖化防止、林業の成長産業化、花粉発生源対策等の重要施策の推進に貢献する観点から、優良品種等の開発とそれに資する高速育種技術、優良品種等の早期普及技術の開発、林木遺伝資源の有効利用技術、バイオテクノロジーの高度化及び国際的な技術協力を通じた林木育種技術の開発が求められている。このため、以下の2つの課題に取り組む。

a エリートツリーと優良品種の開発及び高速育種等の育種技術の開発

林業種苗における多様なニーズに対応するため、エリートツリーの開発を進める。また、特定母樹、第2世代マツノザイセンチュウ抵抗性品種、成長に優れた少花粉品種等の優良品種等250品種（系統）の開発を行うとともに、地球温暖化や花粉症等に対応するための優良品種等の早期開発にも対応可能な高速育種技術等の育種技

術の開発を行う。

b 林木遺伝資源、バイオテクノロジー、国際協力等による育種・普及技術の開発

トレーサビリティを確保した原種苗木配布システム等の普及技術の開発を行うとともに、早生樹種等の収集・評価技術や栄養体等を対象とした施設保存技術等林木遺伝資源の利用促進に向けた技術の開発を行う。また、遺伝子組換え雄性不稔スギの野外での特性評価、薬用系機能性樹木の栽培技術の開発等バイオテクノロジーを利用した育種技術の開発を行う。さらに、国際的な技術協力や共同研究を通じて気候変動への適応策等に資する林木育種技術の開発を行う。

さらに、開発された優良品種等の種苗を都道府県等に対し供給するとともに、開発品種の特性に関する情報提供や採種園等の造成・改良に関する技術指導等を都道府県等に対して行うことにより、開発した優良品種等の早期普及を図る。

(2) 長期的な基盤情報の収集、保存、評価並びに種苗の生産及び配布

国立研究開発法人として、長期的かつ全国的な視点に基づき配置された収穫試験地等における森林の成長・動態調査、森林水文モニタリング等の長期モニタリングを実施するとともに、木材の識別等基盤的な情報を収集し、ウェブサイト（ホームページ）等を用いてデータを公開する。

また、きのこ類等森林微生物の遺伝資源の収集・保存及びその特性の評価等を行うとともに、配布に活用する。

品種開発や研究の基盤構築のため、主要樹種の育種素材、新需要が期待できる有用樹種、脆弱な希少遺伝資源を対象に、林木遺伝資源の収集、保存、特性調査を行うとともに、試験研究用としてこれらの遺伝資源を配布する。

さらに、開発された優良品種等の種苗について、都道府県等の要望する期間内に全件数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。

(3) 研究開発成果の最大化に向けた取組

ア 「橋渡し」機能の強化

国内外における森林・林業・木材産業に対する社会ニーズ及び科学技術の動向を踏まえ、研究シーズの創出から事業ベースの実証研究に至るまで、ニーズに合致する最適な研究成果が森林・林業・木材産業の担い手や関連企業等において活用されるよう実施体制を整備しつつ、以下の取組により「橋渡し」機能を強化する。

(ア) 産学官及び民との連携、協力の強化

研究所は、研究成果の実用化に向けて、産学官及び民との連携、協力の強化及び成果の普及を目指し、研究所本所に産学官民連携推進担当研究コーディネーター【P】及び産学官民連携推進室【P】、支所に産学官（民）（研究）調整監【P】を配置し、産学官及び民との連携機能及び協力体制の強化を図る。

研究所はこれらの体制を活用し、研究所並びに大学等が開発したシーズと民間企業や関係団体が必要とするニーズとのマッチングを図るとともに、これらの情報を一元的に管理し、重点課題や共同研究の推進に活用する。さらに、国家規格策定等への貢献、関係団体等による指針、基準及びマニュアルの作成への支援により、研究成果の橋渡しに努める。

（イ）研究開発のハブ機能の強化

地域のニーズや課題に対応するため、地方の行政機関や公設試験研究機関、大学、NPO、関係団体等とのハブとなり、地域課題への迅速な対応を可能とするよう、研究推進の拠点としての研究体制の充実を図る。このため、研究所本所に地域イノベーション推進担当研究コーディネーター【P】、及び地域連携戦略室【P】、支所には地域連携推進室【P】を置き、地域が抱える課題の抽出、研究開発による課題の解決、研究成果の地域への普及を一元的に管理することで、地域課題の解決に向け本支所一体となり研究成果の最大化を図る。さらに、水源林造成事業による地域ネットワークも活用しつつ、地域との連携・協力の強化による研究成果の橋渡しに努める。また、林木育種センター及び育種場についても林木育種のハブとして、地域ニーズや課題に対応する。

さらに、気候変動に関する研究等、国際的な協調、連携が必要な研究課題を効率的に推進するため、国際研究担当研究コーディネーター【P】を配し、海外の研究機関、国際機関等と連携しつつ研究を推進するとともに、地球規模の課題解決に向けた我が国の国際貢献に寄与する。

イ 研究開発成果等の社会還元

研究開発で得られた成果や科学的知見等を社会に普及、還元するため、行政や林業団体、民間企業等に対する講師派遣、講習会開催、技術指導や助言等を積極的に行い、科学リテラシーの向上に貢献する。

また、研究所が有する高度な専門知識や専門技術を必要とする木材等の鑑定や各種分析、調査の依頼に対応する。

研究開発成果は、戦略的な知的財産管理を踏まえた上で、国内外の学術雑誌の論文や学会発表等により速やかに公表する。

なお、開発した優良品種等の早期普及を図るため、都道府県等に対し、採種園等

の造成・改良に関する講習会を合計100回を目標に開催する。

ウ 研究課題の評価、資源配分及びP D C Aサイクルの強化

研究課題については、外部の専門家・有識者による意見を踏まえた公正で厳格な評価を実施する。

また、P D C Aサイクルを活用し、評価結果を資源配分に反映させるシステムの構築や社会情勢の変化に応じた機動的な課題の見直し等を行い、研究開発成果の最大化に努める。

2 森林保険業務の推進

(1) 被保険者へのサービスの向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払等について、必要な人材の確保、事務の簡素化、システム化による各種手続の効率化、マニュアル化や研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化や迅速な保険金支払い等の取組を推進し、被保険者への利便性サービスの向上を図る。

なお、保険金支払の迅速化に向けた取組の目安として、損害実地調査については、林道崩壊や積雪等により早期の調査が困難な場合、干害等において枯死していることを確定する上で経過観察のため一定の期間が必要な場合など、損害実地調査終了までに時間を要する特段の要因がない場合は、基本的に損害発生通知書を受理してから調査終了までを3ヶ月以内とする。

(2) 加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の加入促進に向けた方針を定期的に作成し、それに即した戦略的な取組を推進する。

なお、その際の目安として、基本的に下記の基準を満たすこととする。

- ① ホームページの逐次更新や広報誌の年4回以上の発行等を通じ、森林所有者や森林経営計画作成者等に森林保険の概要や最新の情報等をわかりやすく発信する。
- ② 関係諸機関と連携し、パンフレットやポスター等を市町村レベルまで幅広く配布・設置する（3,000箇所以上設置）。
- ③ 関係諸機関と連携し、都道府県、市町村及び大規模森林所有者向けの説明会等を全国的に行うなど効果的な普及活動を実施する（年15回以上実施）。また、森林施業を担う林業経営体等に対する説明会やインターネットを活用した情報提供等も積極的に行う。

- ④ 森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、新規加入の拡大及び継続加入の推進などを円滑に行う上で必要な森林保険業務の能力向上を図る研修等を全国的に実施し、森林所有者に対し適切なサービスの提供を促進する（年6回以上実施）。

（３）引受条件

これまでの森林国営保険における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険運営の安定性の確保、被保険者へのサービスの向上の観点から、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の見直しの必要性について毎年度検討を行い、必要に応じて引受条件の見直しを行う。

（４）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を年2回以上開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

3 水源林造成事業等

（１）水源林造成事業の推進

ア 事業の重点化

効果的な事業推進の観点から、新規契約については、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能の強化を図る重要性が高い流域内の箇所限定する。

イ 事業の実施手法の高度化のための措置

（ア）公益的機能の高度発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を持続的かつ高度に発揮させる観点から、新規契約については、広葉樹等の現地植生を活かした長伐期で、かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散化する施業方法に限定した契約とする。

また、既契約分については、現況等を踏まえつつ、長伐期施業、複数の樹冠層へ誘導する複層林施業等に施業方法を見直す。

（イ）事業の効果的・効率的な実施

- ① 事業実施過程の透明性の確保を図りつつ、事業の効果的かつ効率的な実施に努めるため、チェックシートを活用し、事業を実施する。

② 森林整備事業全体の動向を踏まえつつコスト削減に向けた取組を徹底する。

(ウ) 搬出間伐と木材利用の推進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、搬出間伐を推進するとともに、作業道の丸太組工法などにおいて間伐材を含む、木材の有効利用の推進に努める。

(2) その他完了した事業の評価及び債権債務の管理

ア 特定中山間保全整備事業等の事業実施完了後の評価に関する業務

特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の完了後の評価を確実に行う。

イ 債権債務管理に関する業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務、特定中山間保全整備事業等の負担金等に係る債権債務及びN T T－A資金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。

第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 一般管理費等の節減

(1) 研究開発業務

運営費交付金を充当して行う事業（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、業務の見直し及び効率化を進め、中長期計画期間中、一般管理費については毎年度平均で少なくとも対前年度比3%及び業務経費については毎年度平均で少なくとも対前年度比1%の抑制を行うことを目標として削減を行う。【P】

(2) 森林保険業務

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげる。

なお、業務量及びそれに伴う一般管理費等は、保険料収入の変化や災害の発生状

況等により影響を受けることに留意する。

(3) 水源林造成事業等

一般管理費については水源林造成事業等を巡る諸情勢を踏まえつつ、水源涵養^{かん}等の公益的機能の発揮に向けた効果的な業務運営に支障を来すことのない範囲で削減に努める。

2 調達合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、重点的に取り組む分野における調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等を着実に実施する。

3 業務の電子化

出先機関等との情報の共有等については、電子化の促進等により事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めることとする。また、研究所内ネットワークの充実を図ることとする。併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性の確保に努める。

第4 予算、収支計画及び資金計画

1 研究開発業務

運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、「第3 業務運営の効率化に関する事項」を踏まえた中長期計画の予算を作成し、当該予算による運営に努める。

(1) 収益化単位の業務ごとの予算と実績管理

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築し実施する。

(2) セグメントの開示

一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示するとともに、研究分野別セグメント情報などの開示を行う。

(3) 自己収入の拡大に向けた取組

受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等に

より自己収入の確保に努める。本中長期目標の方向に即して、外部研究資金の獲得等を積極的に適切な対応に努める。

2 森林保険業務

(1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」も踏まえ、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

(2) 保険料収入の増加に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、新規加入の拡大、継続加入の推進等による保険料収入の増加に向けて、関係諸機関と連携し、森林所有者、森林経営計画作成者、林業経営体等への森林保険の加入促進活動に取り組む。

3 水源林造成事業等

(1) 長期借入金等の着実な償還

当期中長期計画期間中に次の償還計画のとおり、長期借入金及び債券を確実に償還する。

また、水源林造成事業については、各年度における償還計画と実績の対比等の情報の分析等を含めた検証を行い評価を実施する。その際、債務返済に関する見通しについて、最新の木材価格や金利情勢などの経済動向や、国費等の収入を一定の前提条件とした試算と実績の検証等を公表する。

① 水源林造成事業

〇〇億円

② その他完了した事業

〇〇億円

(2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営

「第3 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」を踏まえた、中長期計画の予算を作成し、当該予算による効率的な運営を行う。

4 予算

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度予算

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	【P】
施設整備費補助金	【P】
受託収入	【P】
諸収入	【P】
計	【P】
支 出	
人件費	【P】
業務経費	【P】
重点課題「ア森林」【P】	【P】
重点課題「イ林業」【P】	【P】
重点課題「ウ木材」【P】	【P】
重点課題「エ機能解明・林木育種」【P】	【P】
その他共通【P】	【P】
一般管理費	【P】
施設整備費	【P】
受託経費	【P】
計	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額【P】百万円を支出する。

なお、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、国際機関派遣職員給与及び再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

[運営費交付金の算定方法]

1 平成28年度は、次の算定方法を用いる。【P】

運営費交付金＝（前事業年度一般管理費× α ＋一般管理費特殊要因）＋（前事業年度業務経費× β ＋業務経費特殊要因）＋人件費± γ －自己収入

α ：効率化係数(0.97)

β ：効率化係数(0.99)

γ ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋休職者・派遣者・再雇用職員給与＋非常勤職員給与＋退職手当＋福利厚生費

基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額

福利厚生費＝共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

2 平成29年度以降は、次の算定方法を用いる。【P】

運営費交付金＝（前事業年度一般管理費× α ）＋（前事業年度業務経費× β ）＋人件費± γ －自己収入

α ：効率化係数(0.97)

β ：効率化係数(0.99)

γ ：毎事業年度の業務の状況に応じて増減する経費

人件費＝基本給等＋休職者・派遣者・再雇用職員給与＋非常勤職員給与＋退職手当＋福利厚生費

基本給等＝前事業年度（基本給＋諸手当＋超過勤務手当）＋給与改定影響額

福利厚生費＝共済組合負担金、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料

(2) 森林保険業務

平成28年度～平成32年度予算

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収 入	
業務収入	【P】

計	【P】
支出	
人件費	【P】
保険金	【P】
業務経費	【P】
一般管理費	【P】
予算差異	【P】
計	【P】

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

[人件費の見積り]

期間中総額〇〇〇百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬、職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当、休職者給与、再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(3) 水源林造成事業等

平成28年度～平成32年度予算

(全体)

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
国庫補助金等	【P】
長期借入金	【P】
業務収入	【P】
業務外収入	【P】
計	【P】
支出	
業務経費	【P】
造林事業関係経費	【P】
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	【P】
借入金等償還	【P】
支払利息	【P】
一般管理費	【P】

人件費	【P】
業務外支出	【P】
計	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

[人件費の見積り]

期間中総額〇〇〇百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与、再雇用職員給与に相当する範囲の費用であり、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は含んでいない。

(水源林勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
国庫補助金等	【P】
長期借入金	【P】
業務収入	【P】
業務外収入	【P】
計	【P】
支 出	
業務経費	【P】
造林事業関係経費	【P】
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	【P】
借入金等償還	【P】
支払利息	【P】
一般管理費	【P】
人件費	【P】
業務外支出	【P】
計	【P】

(注1) 長期借入金は、国庫補助金等に見合う額を計上した。

(注2) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
政府交付金	【P】
長期借入金	【P】
業務収入	【P】
業務外収入	【P】
計	【P】
支 出	
借入金等償還	【P】
支払利息	【P】
一般管理費	【P】
人件費	【P】
業務外支出	【P】
計	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

5 収支計画

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度収支計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	【P】
経常費用	【P】
人件費	【P】
業務経費	【P】
重点課題「ア森林」【P】	【P】
重点課題「イ林業」【P】	【P】
重点課題「ウ木材」【P】	【P】
重点課題「エ機能解明・林木育種」【P】	【P】
その他共通【P】	【P】
受託経費	【P】
減価償却費	【P】
財務費用	【P】

臨時損失	【P】
収益の部	【P】
運営費交付金収益	【P】
受託収入	【P】
諸収入	【P】
資産見返運営費交付金戻入	【P】
資産見返物品受贈額戻入	【P】
臨時利益	【P】
純利益	【P】
前期中長期目標期間繰越積立金取崩額	【P】
目的積立金取崩額	【P】
総利益	【P】

（注１）当勘定における退職手当については、その金額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

（注２）前期中長期目標期間繰越積立金取崩額は、前期までに自己収入財源で購入し、当期へ繰り越した有形固定資産の残存価格相当額を計上。

（注３）百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

（２）森林保険業務

平成28年度～平成32年度収支計画

（森林保険勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	【P】
経常費用	【P】
人件費	【P】
保険金	【P】
業務経費	【P】
一般管理費	【P】
その他経常経費	【P】
財務費用	【P】
臨時損失	【P】
収益の部	【P】
保険料収入	【P】

その他経常収益	【P】
財務収益	【P】
臨時利益	【P】
純利益	【P】

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

平成28年度～平成32年度収支計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	【P】
経常費用	【P】
分収造林原価	【P】
販売・解約事務費	【P】
復興促進業務費	【P】
一般管理費	【P】
人件費	【P】
財務費用	【P】
雑損	【P】
収益の部	【P】
経常収益	【P】
分収造林収入	【P】
販売・解約事務費収入	【P】
資産見返補助金等戻入	【P】
国庫補助金等収益	【P】
財務収益	【P】
雑益	【P】
純利益	【P】
前期中長期目標期間繰越積立金取崩額	【P】
総利益	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	【P】
経常費用	【P】
一般管理費	【P】
人件費	【P】
財務費用	【P】
雑損	【P】
臨時損失	【P】
収益の部	【P】
経常収益	【P】
資産見返補助金等戻入	【P】
国庫補助金等収益	【P】
割賦利息収入	【P】
財務収益	【P】
雑益	【P】
純利益	【P】
前期中長期目標期間繰越積立金取崩額	【P】
総利益	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

6 資金計画

(1) 研究開発業務

平成28年度～平成32年度資金計画

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	【P】
業務活動による支出	【P】
投資活動による支出	【P】
財務活動による支出	【P】
次期中長期目標期間への繰越金	【P】
資金収入	【P】

業務活動による収入	【P】
運営費交付金による収入	【P】
受託収入	【P】
その他の収入	【P】
投資活動による収入	【P】
施設整備費補助金による収入	【P】
その他の収入	【P】
財務活動による収入	【P】
その他の収入	【P】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 森林保険業務

平成28年度～平成32年度資金計画

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	【P】
業務活動による支出	【P】
投資活動による支出	【P】
財務活動による支出	【P】
次期中長期目標期間への繰越金	【P】
資金収入	【P】
業務活動による収入	【P】
投資活動による収入	【P】
財務活動による収入	【P】
前年度繰越金	【P】

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 前年度繰越金は、森林保険特別会計から承継するものを示す。

(注3) このほか、国から承継する一切の権利義務に係る収入支出がある。

(3) 水源林造成事業等

平成28年度～平成32年度資金計画

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	【 P 】
業務活動による支出	【 P 】
投資活動による支出	【 P 】
財務活動による支出	【 P 】
次期中長期目標期間への繰越金	【 P 】
資金収入	【 P 】
業務活動による収入	【 P 】
補助金収入	【 P 】
収穫等収入	【 P 】
その他の収入	【 P 】
投資活動による収入	【 P 】
財務活動による収入	【 P 】
前期中長期目標期間からの繰越金	【 P 】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	【 P 】
業務活動による支出	【 P 】
投資活動による支出	【 P 】
財務活動による支出	【 P 】
次期中長期目標期間への繰越金	【 P 】
資金収入	【 P 】
業務活動による収入	【 P 】
政府交付金収入	【 P 】
負担金・賦課金収入	【 P 】
その他の収入	【 P 】
投資活動による収入	【 P 】
財務活動による収入	【 P 】
前期中長期目標期間からの繰越金	【 P 】

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

第5 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

〇〇億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 森林保険業務

〇〇億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

3 水源林造成事業等

〇〇億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管査第263号総務省行政管理局通知）に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

1 研究開発業務

北海道支所外来研究員宿泊所跡地（札幌市）、東北支所好摩実験林（盛岡市）、四国支所松原山苗畑（高知市）、九州支所もみじ山（熊本市）については、国への返納措置又は売却を行う。また、連光寺実験林（多摩市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関等との調整等を行う。

2 水源林造成事業等

職員宿舍第3号（杉並区清水）については、国への返納措置又は売却を行う。また、いずみ倉庫（福島市）については、国への返納措置又は売却に向け、関係機関等と調整を行う。

第7 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

(計画対象面積の上限) 【P】ha

第8 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充てる。

2 森林保険勘定

剰余金は、積立金として整理する。

3 水源林勘定

剰余金は、積立金として整理する。

4 特定地域整備等勘定

剰余金は、積立金として整理する。

第9 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

低炭素・脱炭素社会を目指していく世界経済の方向性の中、日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）も踏まえ、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネ化（改修）や高効率照明の導入、維持・管理経費の節減、安全確保のための老朽化施設の更新等の観点から、業務の実施に必要な施設及び設備について、計画的な整備に努める。

千代田苗畑については、苗畑管理に必要な道路及び事業用地を確保するため、国有地を取得する。また、四国支所については、樹木園の管理に必要な用地及び通行路を確保するため、小規模介在地の取得を検討する。【P】

（単位：百万円）

施設・設備の内容	予定額
研究開発用施設の整備・改修等	1,076 ± δ 【P】

（注）「δ」は、各事業年度増減する施設及び設備の整備等に要する経費。

2 人事に関する計画

（1）研究開発業務

研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。

（参考1）

期首の常勤職員数 ○○○ 人

(2) 森林保険業務

森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考2)

期首の常勤職員数 〇〇人

(3) 水源林造成事業等

水源林造成事業等の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。

(参考3)

期首の常勤職員数 〇〇〇 人

3 積立金の処分

(1) 研究・育種勘定

前期中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

(2) 水源林勘定

積立金は、借入金利息及び債券利息に充てる。

(3) 特定地域整備等勘定

積立金は、負担金等の徴収並びに長期借入金及び債券の償還に要する費用に充てる。

4 研究開発業務、森林保険業務及び水源林造成事業における連携の強化

ア 研究開発と森林保険の連携

森林の自然災害に関する専門的知見を活用した森林保険業務の高度化及び森林保険業務で得られたデータを活用した気象害の発生要因解析とリスク評価等の森林災害に係る研究開発を推進する。

イ 研究開発と水源林造成事業の連携

全国に展開している水源林造成事業地を研究開発のフィールドとして活用して施業技術や森林管理手法等の実証試験を実施するとともに、水源林造成事業地で得られる調査データ等を研究開発に活用する。

また、検討会等を通じ、研究開発で得られた成果や科学的知見を活用して水源

林造成事業における森林整備技術の高度化を図るとともに、森林所有者や林業事業体への研究成果の「橋渡し」に取り組む。

5 行政機関や他の研究機関等との連携・協力の強化

研究所は、我が国の森林・林業・木材産業に関する総合的な研究を推進する中核機関であるとともに、森林保険センター及び森林整備センターを擁する機関であることから、内部での連携を取りつつ、国、都道府県、他の研究機関、大学、民間企業等との連携・協力を積極的に行う。

また、災害への緊急対応や行政機関等への技術指導等のため、専門家を派遣するとともに、学術的知見や研究情報の提供等を行う。

さらに、森林保険は、林業経営の安定や森林の多面的機能の発揮に資する公的保険であり、森林・林業の諸政策と連携した取扱いによりその役割が高度に発揮されるものであることから、国、都道府県等行政機関をはじめとする関係諸機関と連携・協力した取組を推進する。

6 広報活動の促進

研究開発業務においては、研究所の成果及び森林の多面的機能や木材利用の意義を一般市民と共有し、森林や木材利用に対する国民理解の醸成を図り、適切な森林管理と木材利用が進むよう、研究成果等を各種メディアで広報する。また、広報に当たっては、利用者の利便性を考慮しつつ、普及に最適なメディアを戦略的に活用し、マスメディア等へのプレスリリース、研究所ウェブサイトの活用、広報誌の配布等様々な手段で効果的に実施する。

森林保険業務においては、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、森林保険の窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の御意見等をホームページや広報誌等を通じて積極的に発信することにより、森林所有者の理解の醸成に努め、森林保険の利用拡大につながるよう効果的に広報活動を行う。

水源林造成事業については、研究開発部門との連携を図りつつ、職員及び造林者等を対象とした整備局の検討会を通じて、森林整備に係る技術情報を提供する。

森林整備技術の普及・啓発に向け、各種の研究発表会等における対外発表活動を奨励し推進する。

水源林造成事業に対する国民各層の理解の醸成のため、対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイト、広報誌等により広報するとともに

に、分収造林契約実績の公表等を実施する。

事業効果の情報提供を推進する観点から、引き続きモデル水源林におけるデータの蓄積を実施する。

7 ガバナンスの強化

(1) 内部統制システムの充実・強化

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日総管査第322号 総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた事項を適正に実行するなど、研究開発業務・森林保険業務・水源林造成事業の各業務・事業の特性に応じた内部統制システムの更なる充実・強化を図る。

このため、各業務・事業について、役員から現場職員までの指揮命令系統や連絡・報告体制を明確化するとともに、職員に対し適切な業務執行を図るためのルールの周知徹底を行う。

また、監事及び監査法人等との連携強化並びに監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCAサイクルの下、内部監査を効率的・効果的に実施する。

(2) コンプライアンスの推進

役職員は、研究所の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、毎年度の取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえた対策を推進するとともに、不適正な経理処理事案の再発防止策の周知及び徹底、不正防止計画の着実な推進に努める。

8 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

研究開発業務の成果の創出のため、人材の確保に当たっては、常勤職員の採用に加え、テニュアトラック制や、任期付き研究員制度、再雇用等を活用し、女性・外国人・若手・中堅研究者・シニア研究員等、研究所が必要とする才能豊かで多様な人材の確保に努める。また、研究者の流動化や人材交流により新たなイノベーション創出を図るため、クロスアポイントメント制度等を整備する。

森林保険業務の適正な実施、専門性の向上等のため、林業経営や森林被害等に精通した職員を配置するほか、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等

により必要な人材を確保する。

水源林造成事業の確実な実施のため、必要な人材を確保する。

(2) 職員の資質向上

「農林水産研究における人材育成プログラム（平成27年農林水産技術会議改正）」等を踏まえ、研究所の人材育成プログラムを改正し、個人の資質や経歴、年齢に応じた研修等の実施により、研究遂行能力の向上とともに、研究マネジメント能力やコーディネート能力等、研究管理部門等が必要とする能力を開発し、個々の研究者の資質を活かす様々なキャリアパスへの誘導を計画的に進める。

さらに、一般職員についても、職員の資質の向上を図るため、業務に必要な各種資格を計画的に取得することに努めるとともに、森林保険業務や水源林造成事業における高度な専門知識が必要とされる業務を適切に実施するため、各種研修に職員を参加させること等により、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

このほか、男女共同参画の推進及び女性研究者の活躍促進に向けた両立支援の充実のため、男女共同参画の推進に努める。

(3) 人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の「橋渡し」活動並びに研究管理業務等への貢献を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

(4) 役職員の給与水準等

役職員の給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準とする。

また、研究開発業務については、手当を含め給与の在り方を検証し、クロスアポイントメント制度や年俸制など業務の特性に応じた、より柔軟な報酬・給与制度の検討を行う。

さらに、透明性の向上や説明責任の一層の確保のため、役職員の給与水準を公表する。

9 情報公開の推進等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づき、適切に情報公開を行う。

なお、森林保険業務に関する情報公開の実施に当たっては、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況や日本損害保険協会策定の「ディスクロージャー基準」等を参考とする。

10 情報セキュリティ対策の強化

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムへのサイバー攻撃に対する防御力、組織的対応能力の強化に取り組む。また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善をに努める。

また、特定個人情報を含む個人情報についての管理・保護の徹底に努める。

11 環境対策・安全管理の推進

化学物質、生物材料等の適正管理などにより研究活動に伴う環境への影響に十分な配慮を行うこととともに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進等に積極的に取り組む。また、労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に行う。

水源林造成事業については、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。